

裁判官会議（第1回）議事録

平成27年1月14日（水曜日）

裁判官会議室において、午後2時30分開議

出席者 寺田長官、櫻井、金築、千葉、白木、岡部、大谷、大橋、山浦、小貫、  
鬼丸、木内、山本、山崎、池上各裁判官

寺田長官議長席に着く。


議事

平成26年度裁判所所管補正予算（第1号）及び平成27年度裁判所所管予算に  
ついて

- (1) 垣内経理局長から、標記の平成26年度裁判所所管補正予算について報告が  
あった。
- (2) 垣内経理局長から、別紙に基づき、標記の平成27年度裁判所所管予算につ  
いて報告があった。

午後2時39分終了

議長

寺田逸郎 

秘書課長

氏本厚司 

(別紙第 5 )

裁判官会議資料  
〃 / 月 〃 / 日開催)

裁判官会議付議人事関係事項 (平成27. 1. 21提出)

1 裁判官の退官について

定年退官 (平27. 2. 16)

大阪簡裁判事

鳩 崎 修

定年退官 (平27. 2. 20)

大阪簡裁判事

松 田 和 彦

定年退官 (平27. 2. 21)

東京簡裁判事

中 島 武

2 司法研修所教官の解職について

解充司研教官

東京地検検事

星 野 敏(46)

## 裁判官会議（第2回）議事録

平成27年1月21日（水曜日）

裁判官会議室において、午前11時00分開議

出席者 寺田長官、櫻井、金築、千葉、白木、岡部、大谷、大橋、山浦、小貫、鬼丸、木内、山本、山崎、池上各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

### 1 司法研修所における平成27年度裁判官研修について

山名司法研修所長から、別紙第1に基づき、標記の研修について説明があり、次のとおり決定した。

研修の期間、参加者等の概要は次の(1)から(4)までのとおりとする。実施場所は派遣型研修を除いたものを司法研修所、派遣型を各派遣先とする。

#### (1) 判事・判事補の集合研修

##### ① 職務導入研修

新たな職務等に就いた際の研修として、新規に発令された者を対象に行う。研修期間は2日から5日とする。

- i 新任判事補（おおむね100名）
- ii 3年目の判事補（おおむね100名）
- iii 判事任官者（おおむね100名）
- iv 部総括（50名から60名程度）
- v 支部長（50名から60名程度）
- vi 弁護士任官者（任官直後）

##### ② 基本分野研究会

基本的な裁判分野に関する研修として、民事（2本）、刑事（2本）、家事、少年を行う。参加者は30名から50名程度とし（応募型のものは応募状況に応じて参加者の増減があり得る。）、研修期間は2日から3日とする。

##### ③ 専門分野研究会

専門的な分野に関する研修として、民事、刑事、行政、労働に関する実務研究会のほか、行政・医療・知的財産権・金融経済に関する基礎研究会など、20本を行う。参加者は30名から50名程度とし（応募型のものは応募状況に応じて参加者の増減があり得る。）、研修期間は2日から3日とする。

##### ④ 特別研究会

時宜に応じたテーマ（法改正やその時々課題）を取り上げた研究会として、8本を行う。参加者は10名から50名程度とし（応募型のものは応募状況に応じて参加者の増減があり得る。）、研修期間は1日又は2日程度とする。

なお、課題の緊急性等により、本数が増減することもあり得る。

⑤ 総合分野研究会

識見等の涵養のための研修として、裁判基盤研究会（裁判と社会との関わり等をテーマ）3本、知的基盤研究会（主体的な思考力を高めること等自己研さんの動機付けを目的）2本、中堅判事研究会（中堅判事としての自己研さんの動機付け等を目的）1本を行う。参加者は30名程度とし（応募型のものは応募状況に応じて参加者の増減があり得る。）、研修期間は2日から3日程度とする。

(2) 簡裁判事の集合研修

簡裁判事を対象として行う。参加者は、新任簡裁判事を対象とするものは発令数に応じて決めることとし、それ以外のものはおおむね30名から60名程度とする。研修期間は、新任者対象のものは5日とおおむね1か月とし、その他は2日から4日程度とする。

① 新任簡裁判事導入研修（任官直後）

② 新任簡裁判事研修（半年目）

③ 簡裁判事基礎研究会（2年目）

④ 簡裁判実務研究会（個別テーマ）

⑤ 簡裁判事特別研究会（個別テーマ）

(3) 派遣型研修

判事、判事補を外部の機関に派遣する体験型の研修として行い、民間等短期は32名、民間等長期は13名、知財長期は1名、知財短期は2名とする（ただし、状況に応じて人数の増減があり得る。）。期間は、民間等短期は2週間、民間等長期は1年、知財長期は4月、知財短期は2週間とする。

(4) 司法研究

民事分野1本（簡裁民事）、刑事分野2本（裁判員裁判）を行う。

2 裁判所職員総合研修所における平成27年度裁判所職員研修について

秋吉裁判所職員総合研修所長から、別紙第2に基づき、標記の研修について説明があり、次のとおり決定した。

研修の期間、参加者等の概要は次の(1)から(5)までのとおりとする。実施場所は、中央研修を裁判所職員総合研修所（司法研修所と合同実施の場合は司法研修所で実施する場合もある。）、高裁委嘱研修を各高等裁判所、自庁研修を各実施庁とする。

(1) 中央研修

① 管理者層

首・次席書記官、首・次席家裁調査官、次長等の管理者層を対象として行う。研修期間は2日から5日とし、参加者は20名から100名程度とする。

i 研修計画協議会

- ii 管理者研究会（支部運営を含む。）（2本）
  - iii 首席家裁調査官研究会
  - iv 次席家裁調査官等研究会
  - v 首席書記官研究会
- ② 中間管理者層
- 主任書記官・主任家裁調査官・課長補佐等の中間管理者層を対象として行う。研修期間は2日から4日とし、参加者は40名から300名程度とする。
- i 中間管理者研修（裁判部）
  - ii 中間管理者研修（事務局）
  - iii 主任家裁調査官研修
  - iv 実務指導研究会
  - v 研修指導研究会
- ③ 書記官・家裁調査官・係長等層
- 研修期間は2日から11日とし、参加者は20名から100名程度とする。
- i 各種事件（民事・刑事・家事・少年）の実務上の課題についての研究を行う実務研究会（民事実務研究会，刑事実務研究会，家事実務研究会，家事特別研究会，少年実務研究会，心理テスト特別研修，面接技法特別研修，ケースワーク研究会）
  - ii 家裁調査官専門研修をはじめとする各官職・役職の専門性を高めるための研修（家裁調査官専門研修，家裁調査官実務研修，速記官中央研修，研修事務担当者研修，係長等（総務担当）研修，係長等（人事担当）研修，係長等（会計担当）研修）
- ④ 家裁調査官補・事務官等層
- i 書記官養成課程（第一部第12期，第二部第11期，第二部第12期）  
第一部（法学履修者を対象）の研修期間は1期1年間とし，参加者は150名程度とする。第二部（法学未履修者を対象）の研修期間は1期2年間とし，参加者は1期当たり70名程度とする。
  - ii CA研修実務試験  
CA試験の口述試験合格者に対する実務試験として行い，研修期間は80日間程度とし，参加者は50名程度とする。
  - iii 家裁調査官養成課程（第11期，第12期）  
研修期間は1期2年間とし，参加者は1期当たり50名程度とする。
- ⑤ 新採用職員
- 総合職採用職員を対象とした総合職採用職員初任研修を行う。研修期間は3日とし，参加者は70名程度とする。
- ⑥ その他
- 執行官の執務能力向上を目的とした研修（新任執行官研修，執行官実務研

研究会), 情報関係スキルの向上や意識の高揚を目的とした研修(情報処理研修, 情報セキュリティ研修)を行う。

研修期間は2日から4日とし, 参加者は20名から120名程度とする。

(2) 高裁委嘱研修

① 中間管理者層

新任の中間管理者を対象とする新任中間管理者研修を行う。研修期間は5日とし, 参加者は270名程度とする。

② 書記官・家裁調査官・係長等層

書記官を対象とする書記官ブラッシュアップ研修, 家裁調査官を対象とする家裁調査官実務研究会, 新任の係長を対象とする新任係長研修を行う。研修期間は3日から11日とし, 参加者は240名から370名程度とする。

③ 事務官等層

事務官を対象とする研修(事務官法律研修, 事務官専門研修, ジャンプアップ研修)を行う。研修期間は2日から15日とし, 参加者は100名から200名程度とする。

④ 新採用職員

新採用職員研修を行う。研修期間は5日とし, 参加者は400名程度とする。

(3) 自庁研修等

家裁調査官補・事務官等層を対象として行う。新採用職員を対象とするフレッシュセミナー, 採用後1年程度の事務官等を対象とするフォローアップセミナー, 採用3年目の事務官を対象とするステップアップ研修等を行う。

(4) 研究

実務の改善及び能力の向上に寄与させるための研究(合同実務研究, 書記官実務研究, 調査官実務研究, 関係機関特別研究)を行う。研究期間は1か月から1年とし, 書記官・家裁調査官等を対象に, 2名から20名程度で行う。

(5) このほか, 具体的な局課案件の進展状況, 喫緊の課題等に応じて, 別途研修を実施することがある。

3 平成27年度における裁判官の視察について

氏本秘書課長から, 別紙第3に基づき, 標記の裁判官の視察について説明があり, 原案どおり実施することに決定した。


4 最高裁判所民事規則制定諮問委員会に対する「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則」の制定の諮問について

菅野民事局長から, 別紙第4に基づき, 標記の諮問について説明があり, 最高裁判所民事規則制定諮問委員会に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則」の制定を諮問することに決定した。


5 人事について

堀田人事局長から、別紙第5に基づき、人事関係事項について説明があり、1  
の裁判官の退官については、報告がされ、2の司法研修所教官の解職については、  
原案どおり決定した。  
午前11時38分終了

議長

寺田逸郎 

秘書課長

氏本厚司 

## 裁判官会議（第3回）議事録

平成27年1月28日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 寺田長官、櫻井、金築、千葉、白木、岡部、大谷、大橋、山浦、小貫、鬼丸、木内、山本、山崎、池上各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

### 1 平成27年度における裁判官の視察（追加）について

氏本秘書課長から、別紙第1に基づき、標記の裁判官の視察について説明があり、原案どおり実施することに決定した。

### 2 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則等及びこれらに関連する議決について

堀田人事局長から、別紙第2に基づき、標記の規則等及びこれらに関連する議決について説明があり、同規則等につき原案どおり決定するとともに、次のとおり議決した。

(1) 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則において「最高裁判所が定める」こととされている事項は、所要の通達をもって定める。

(2) 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則第4条第2項に基づき、家庭裁判所調査官補及び裁判所事務官の採用試験に関する試験機関の権限のうち、各採用試験の実施に関する基本的な事項について計画を定めること及び各採用試験の結果に基づいて合格者を決定することを各採用試験を所掌する家庭裁判所調査官試験委員会及び裁判所書記官等試験委員会にそれぞれ委任するとともに、採用候補者名簿を作成することを最高裁判所事務総長に委任し、これらの権限以外の採用試験の施行に関する事務については、最高裁判所事務総局において処理することを確認する。

(3) 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則第5条第1項において準用する人事院規則8-18（採用試験）別表第三（採用試験の受験資格（第8条関係））に規定する最高裁判所の認定権限を最高裁判所事務総長に委任する。

(4) 裁判所書記官等試験委員会規程第2条第1項第1号の「最高裁判所が定める裁判所書記官の試験」として、裁判所書記官任用試験を定める。

### 3 人事について

(1) 堀田人事局長から、別紙第3に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の転補等、3の裁判官の海外出張及び4の司法研修所教官等の委嘱等については、いずれも原案どお




り決定した。

- (2) 堀田人事局長から、別紙第4に基づき、大阪高等裁判所長官の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

大阪高等裁判所長官大谷直人の最高裁判所判事任命に伴い、その後任者を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）菅野博之とし、その後任者を大津地方、家庭裁判所長川神裕とし、その後任者を大阪地方裁判所判事西田眞基とする。  
午前11時03分終了

議長

寺田逸郎 

秘書課長

比本厚司 

(別紙第 3 )

裁判官会議資料  
( / 月 28 日開催)

裁判官会議付議人事関係事項 (平成27. 1.28提出)

1 裁判官の退官について

定年退官 (平27. 2.14)

最高裁判事

白 木 勇

2 裁判官の転補等について

最高裁総務局付 (東京地判事補・東京簡裁判事)

大阪地家判事補・大阪簡裁判事

近 藤 貴 浩 (64)

最高裁人事局付 (東京地判事補・東京簡裁判事)

東京地家判事補・東京簡裁判事

中 村 玲 子 (64)

最高裁民事局付 (東京地判事補・東京簡裁判事)

札幌地家判事補・札幌簡裁判事

佐 野 尚 也 (64)

最高裁刑事局付 (東京地判事補・東京簡裁判事)

さいたま地家判事補・さいたま簡裁判事

田野井 蔵 人 (64)

最高裁家庭局付 (東京家判事補・東京簡裁判事)

東京地家判事補・東京簡裁判事

粟 津 侑 (64)

3 裁判官の海外出張について

別添「裁判官海外出張者名簿」のとおり

4 司法研修所教官等の委嘱等について

別添「司法研修所教官等名簿」のとおり